

加古川市地域敬老事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、高齢者の福祉の増進に寄与するため、町内会・自治会等が実施する敬老事業において補助金を交付することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助の対象となる団体)

第2条 補助の対象となる団体（以下「補助団体」という。）は、次に掲げる団体等であって、事業遂行のため自ら管理及び運営し、かつ、適正に経理及び監査する能力を有するものとして市長が認めたものとする。

(1)市内の町内会及び自治会

(2)その他市長が認める敬老事業を主催する団体等

2 補助団体が合同で敬老事業を実施する場合は、一つの団体とみなすことができる。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助団体が開催する敬老会、敬老記念品等の贈呈その他の敬老事業であって、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する事業とする。

(1)当該年度の9月1日から1月31日までに実施されるもの。

(2)補助団体の区域内の高齢者とのふれあいの機会が提供されるもの。

(3)高齢者の長寿を祝うことを目的とするもの。

(補助の対象となる経費)

第4条 補助の対象となる経費は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業に要する経費に相当する額以内の額とし、当該

年度の6月1日現在、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により補助団体の区域内に登録、もしくは補助団体に所属する、当該年度内に70歳以上となる高齢者の人数に応じ、別表2に定める額を限度とする。

2 第2条第2項の規定により一つの団体とみなした場合の補助金の額は、一つの団体とみなす前のそれぞれの団体が単独で実施した場合に交付される金額を合算したものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「補助申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付/不交付決定書(様式第2号)によりその旨を補助申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容の変更(軽易な変更で市長が認めるものは除く)をしようとする場合又は第5条第1項に規定する高齢者の人数が変更となり補助金の額が変更となるときは、あらかじめ補助事業変更申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更後の収支予算書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに補助事業/中止/廃止/申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、補助事業の内容の変更、中止又は廃止の可否を決定し、補助事業の内容の変更に係るものにあつては補助事業変更／承認／不承認／通知書（様式第4号の2）により、補助事業の中止又は廃止に係るものにあつては補助事業／中止／廃止／承認／不承認／通知書（様式第4号の3）により、速やかにその旨を補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業終了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業に係る領収証等の写し
- (3) 精算額計算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第7条の規定により交付の決定をした補助金の額（第8条第3項の規定により補助金の額の変更を承認した場合にあつては、当該変更後の額）と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者へ交付するものとする。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金の全部または一部を交付できるものとする。

2 市長は、前項ただし書きの規定において、前年度の実績報告書の提出が特段

の事情無く30日以上遅延していた場合は、補助金の額の確定前に補助金の交付をしないものとする。

- 3 補助事業者は、第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

- 3 規則に規定する返還の命令は、補助金返還命令書（様式第8号）により行うものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助の対象となる経費
謝金、消耗品費（記念品に要する費用も含む。）、食糧費（弁当、茶菓子、飲み物等に要する費用をいう。）、印刷製本費、賃借料、委託料その他敬老事業の開催に必要な経費 ※ただし、アルコール類・商品券・金券等の購入費及び現金給付は除く。 ※申請日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までに支払った経費を対象とする。ただし、当該年度の翌年度に実施する敬老事業に係る経費を除く。

別表 2 (第 5 条関係)

補助団体における70歳以上の高齢者人数(人)	金額(円)
1～20	高齢者人数×500円
21～30	13,000円
31～40	18,000円
41～50	23,000円
51～75	32,000円
76～100	44,000円
101～125	57,000円
126～150	70,000円
151～200	80,000円
201～250	100,000円
251～300	120,000円
301～350	140,000円
351～450	160,000円
451～550	190,000円
551～	230,000円